

大阪自治労連は、夏季闘争を5月から6月にかけて、府労組連・大阪市労組連・衛都連それぞれで、統一交渉を構築すめています。

「会計年度任用職員制度」不利益変更を許さないたたかいを

課題の一つは、会計年度任用職員制度です。来年4月1日から施行ですが、全国的にも都道府県・政令市では条例

だれもが

## 元気に働ける賃金・労働条件を！ 均等待遇の実現なくそう長時間労働

どを踏まえ、現行の賃金・労働条件の処遇改善をさせるために、条例化に向けた労使合意を行うことをめざします。

長時間・過密労働の  
是正は「人員増」で

さらに、長時間・過密労働の解消です。府内のいくつかの自治体で「36協定」が締結されていますが、一般的に「36協定」の締結なしに時間外勤務・休日勤務を命令することは違法です。時間外勤務・休日勤務を命ずるのであれ

ば「36協定」を締結するよう求めます。大阪自治労連の2019春闘アンケートで51.5%（正規職員）が「ある」としているサービス残業・持ち帰り残業を根絶します。「上限規制」についても、条例・規則改正ができていない自治体があります。「他律的業務」・「特例」を含めて少なくとも「過労死ライン」と言われる月80時間を超える勤務を認めることはできません。

長時間・過密労働の原因と体制確保は表裏一体であり、職員採用を要求します。

職場から声をあげて  
要求実現を勝ち取ろう

その他、賃金制度改善・一時金増額、定年年齢引き上げ、ハラスメント対策、不妊治療の通院休暇の制度化、災害時対応、「人事評価制度」等も課題となります。全組合員・全職員の参加で夏季闘争を展開し、要求実現に奮闘しましょう。



5月1日の第90回大阪メーデー。横幕やデコレーションで要求をアピールしました

# 憲法がいきる自治体を 9条改憲NO！

おおさか  
総がかり  
集会

5月3日の集会では、「安倍9条改憲発議を許さず、東アジアの平和と核なき世界をめざし、軍事費の増大ではなく、社会保障の充実を求め、平和といのちと人権が輝く未来のために、みんなの力で、アベ政治を終わらせましょう」との集会宣言が確認されました。

## 憲法9条は私たちの誇り

平和と  
民主主義が  
根づく社会へ

改憲勢力を世論と  
運動で追い詰めている

ゲストスピーカーの二宮厚美さん（神戸大学名誉教授）は、9条改憲をめぐる情勢について「安倍首相は2017年の憲法記念日に、2020



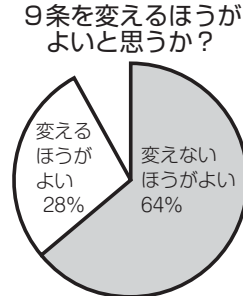
二宮厚美さん（神戸大学名誉教授）

年までに新憲法を施行すると

公言したが、国民の世論と運動で追い詰められている」と指摘。安倍政権の経済政策「アベノミクス」の破綻とアメリカ言いなりの外交の失敗についても言及しました。

大阪から  
政治を変える運動を

安倍首相がなお改憲に執



2019年5月3日付「朝日新聞」

## 「8時間働けば人間らしく暮らせる社会」めざそう



京橋駅での最賃宣伝。1時間で22筆あつまりました（4月22日）

大阪労連のよびかけで、毎月、最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める宣伝を行っています。4月22日も12時半から京橋駅で取り組み「時給1020円で働いてるけど、全然足りない。早く1500円にしてほしい」「大阪の最低賃金は安すぎる、どれだけ働かなアカンねん」など署名をしながら訴える人や「大事な運動やな、がんばって」と励ましの声をかける人もいました。最賃署名、職場でも取り組みをすすめましょう！

今すぐ  
最低賃金  
全国一律1500円  
実現を！

## 東大阪市職労

3000万人署名  
目標達成後も  
駅頭署名へ

駅頭署名へ

1人20筆の目標達成以降も、月1回の駅頭署名行動に取り組んでいます。

2019年に入り4回目の4月21日、永和駅前で行った署名行動をしました。10数人に署名の協力をいただきました。高

高校生も署名してくれました！



校1年生は、「広島には3回行きました。戦争はいや。なぜ起こるのか考えている」と真剣な表情で語り、署名をしてくれました。

また、中学生ぐらいの男子も話を聞いて署名をしてくれるなど、若い人たちが真面目に考えていることになりました。

### 今月のキーワード

36協定指針

「働き方改革関連法」の時間外労働上限規制は、過労死を発生させる長時間労働を容認しています。全労連や過労死を考える家族の会は「もっと短く規制すべき」と要求してきましたが、条文修正はできませんでした。一方、私たちの主張は「36協定指針」にいかされています。「労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限に」、「時間外労働が合法内であっても安全衛生配慮義務は使用者に課せられる」、「時間外労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まることに留意」など。これらの内容を、協定を締結や、長時間労働をなくす取り組みでいかしましょう。

### 今月のキーワード

時間外労働の規制  
「36(サブロク)協定」

労働基準法（以下、労基法）は、原則自治体職場に適用されます。自治体当局は、労基法33条3項（公務のための臨時の必要がある場合は協定なしで労働時間を延長させられる）により「36協定なしの超過勤務が可能」と解釈し、違法に超過勤務をさせています。地方公務員法で労基法の労働時間規制の適用を除外しているのは、みなし労働時間制等ごく一部です。現業・保育・病院・水道などの職場で協定を締結している自治体でも、本庁等の一般職となると、協定はほぼ締結されていません。「恒常的な業務」での超過勤務は、協定なしでは違法です。サービス残業や長時間労働をなくす取り組みをすすめましょう。